

大分県報

令和五年
第四五二号
十月十三日

（金曜日）

目次

告示

身体障害者福祉法による医師の指定	一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧	一
道路区域の変更（三件）	一
道路の供用開始（二件）	二
建築基準法による道路位置の指定	二
病院局告示	三
大分県立病院の利用に係る料金の収納事務の委託	三
公 告	三
都市計画図書の縦覧	三

○告示

示

大分県告示第四百二十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和五年十月十三日

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定障害区分

医師氏名

勤務場所

指定年月日

肢体不自由

伊東良広

九州大学病院別府病院
別府市大字鶴見字鶴見原四五
四六番地

令五・九・一四

心臓の機能障害

吉良晋太郎

中津市立中津市民病院
中津市大字下池永一七三番地

〃

令和五年十月十三日

大分県報（告示）

一

心臓の機能障害	久米治	中津市立中津市民病院 中津市大字下池永一七三番地	〃
呼吸器の機能障害 ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫の機能障害	橋本武博	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目 一番地	〃
心臓の機能障害	三池太朗	三池循環器内科クリニック 玖珠町大字塚脇四六一番地の 七	〃

大分県告示第四百二十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、玖珠郡玖珠町大字戸畑千四百八十一番地の七の穴本俊則ほか二人からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名 県営防災重点農業用ため池等整備事業

地区名	縦覧期間	縦覧場所
戸畑地区	令五・一〇・一三から 令五・一一・二まで	玖珠町役場

大分県告示第四百二十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年十月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道新城山 香線	豊後高田市田染路字三郎 迫三八二四番二から 豊後高田市田染路字畑ケ 中三九一六番五まで	前	メートル 一・七 八・八	メートル 七二九・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		後	メートル 八・九 四・六	メートル 五八七・七	
		前	メートル 一・七 八・八	メートル 七二九・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		後	メートル 八・九 四・六	メートル 五八七・七	

大分県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
国道三八七 号	玖珠郡九重町大字菅 原字山撫七二八番二 地内	前	メートル 一・八 〇・六	メートル 七五・八	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		後	メートル 一・九 三・五	メートル 七五・八	
		前	メートル 一・八 〇・六	メートル 七五・八	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		後	メートル 一・九 三・五	メートル 七五・八	

大分県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
県道宝珠山 日田線	日田市大字小野字其畑三七六一 番二地先から 日田市大字小野字殿村三八五九 番四まで	前	メートル 一・三 二・六	メートル 二〇六・〇
		後	メートル 一・七 〇・四	メートル 二〇六・〇

大分県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道新城山香線	豊後高田市田染路字三郎迫三八〇九番二か ら 豊後高田市田染路字畑ケ中三九一六番五ま で	令五・一〇・一三

大分県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道宝珠山日田線

日田市大字小野字其畑三七六一番一六から日田市大字小野字殿村三八五九番四まで

令五・一〇・一三

大分県告示第四百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和五年十月十三日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

指定番号

指定位置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

別第四一三
号

速見郡日出町字鍛冶屋園一六八番一、一一八〇番一五及び一一八〇番一六並びに一一八〇番一五地先里道並びに字尾崎一一九〇番一並びに一一九〇番一、一一九〇番七及び一一九〇番八の各地先里道

令五・九・二七

メートル
六・二〇
四・〇七

メートル
九四・一九

○病院局告示

大分県病院局告示第五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次のとおり大分県立病院の利用に係る料金の収納事務を委託した。

令和五年十月十三日

大分県病院局長

井

上

敏

郎

一 受託者の住所及び名称

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

株式会社ニチイ学館

代表取締役 森 信介

二 委託期間等

1 期間

令和五年十月一日から令和八年九月三十日まで

2 時間

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）並びに十二月二十九日から翌年の一月三日まで（祝日法による休日を除く。）を除く毎日

午前八時三十分から午前九時十五分まで及び午後三時十五分から午後五時まで

○公

告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 都市計画の種類及び名称

中津都市計画道路 三・三・十五号 大新田相原線（中津市決定）

三・四・七号 小祝牛神線（中津市決定）

三・四・九号 宮永金手線（中津市決定）

三・五・八号 中殿牛神町一丁目線（中津市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

令和五年十月十三日

大分県報（告示・病院局告示・公告）

三